

農地法第4条第1項の規定による許可申請書

安来市農業委員会会長様

捨印を押印して下さい

捨印

平成25年 8月 5日

申請者氏名 安来 太郎

印

代理人

印

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 申請者の住所等	住所						職業			
	安来市伯太町東母里580番地						農業兼会社員			
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地番	登記簿 地目	面積 (m ²)	利用状況		耕作者の氏名	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別		
					現況	10a当たり 普通収穫高				
		伯太町東母里	560	田	580	水稻 550kg	安来 太郎	その他		
計 580 m ²		(田 580 m ²)		畠 m ²		m ²				
3 転用計画	(1)転用事由の詳細	用途		事由の詳細						
		農業用倉庫及び作業場		営農の拡大により、農業用倉庫及び作業場が必要となった。農地以外に自己所有地もないため、申請地に農業用倉庫及び作業場を整備する(詳細は別紙農地転用事業計画書参照のこと)。						
	(2)事業の操業期間 又は施設の利用期間		許可後から 永久							
	(3)転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要									
	工事計画	第1期 (許可日～26年3月31日)			第2期 (年月日～年月日)			合計		
		名称	棟数	建築面積 (m ²)	所要面積 (m ²)	名称	棟数	建築面積 (m ²)	所要面積 (m ²)	
		土地造成			580				580	
建築物		農業用倉庫	1	210			1	210		
工作物										
計			1	210	580		1	210	580	

4 資金調達についての計画	(収入) <table> <tr> <td>・自己資金</td> <td>500万円</td> <td>(支出)</td> <td>300万円(購入費)</td> </tr> <tr> <td>・借入金</td> <td>2,500万円</td> <td>・建築費</td> <td>150万円(造成費)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計 3,000万円</td> <td colspan="2">計 3,000万円</td> </tr> </table>	・自己資金	500万円	(支出)	300万円(購入費)	・借入金	2,500万円	・建築費	150万円(造成費)	計 3,000万円		計 3,000万円	
・自己資金	500万円	(支出)	300万円(購入費)										
・借入金	2,500万円	・建築費	150万円(造成費)										
計 3,000万円		計 3,000万円											
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要	隣接地との境界にコンクリートブロックを設置して被害が発生しないようにする。実施には十分に注意をはらい、万が一被害が生じた場合は、申請者の責任において適切に対応する。												
6 その他参考となるべき事項	地元農業委員												

(記載要領) 他の法律による許可等が必要な場合(開発許可や適合証明など)は記入が必要です。

1. 氏名
2. 関係者
務所の所在地を、「職業」欄にての業務の内容を、てれぞれ記載して
3. 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畠にあ
園、牧草畠又はその他の別を記載してください。
4. 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請
化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
5. 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである
場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
6. 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法
第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当す
る号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用
行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は
都市計画法施行令第36条第1項第3号口からホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行
為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考と
なるべき事項」欄に記載してください。